

マルシェギャラリー運営・管理規則

営業日 年中無休（但し、12月31日・1月1日、11月の全休日を除く）

営業時間 ①冬期 開始10：00～終了18：00

②夏期 開始10：00～終了19：00

（但し、営業時間及び休館日は変更の場合があります。）

営業時間内に、全ての撤収作業を完了させてください。

第1条（目的）

この規則は、マルシェギャラリーを物販・展示等の目的で使用するにあたり、運営・管理について必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（損害賠償）

- ① 使用者が使用期間満了後も不法占拠を継続した場合、施設管理者は法的手段により明渡しの手続きを行う。施設管理者は、その手続きに要した諸費用及び残置物の処理費用などを使用者に請求することができる。
- ② 使用者及び使用者の関係者と他の来店者、又はその他第三者との間で生じた損害賠償等については、理由の如何を問わず施設管理者は、これに関与しない。
- ③ 使用者又はその使用人、顧客等の故意または過失により本施設を汚損、破損、または滅失したときは、使用者の責任と費用負担において速やかに本施設を原状に回復し、または損害を賠償しなければならない。
- ④ 施設管理者は、その責によらない災害、火災、盗難等による使用者の損害若しくは本施設の使用を不可能にするような非常事態の発生による損害については、責任を負わない。

第3条（善管注意義務）

使用者は、善良な施設管理者の注意を持って本施設を使用するものとし、以下の義務を負う。

- ① 使用者または使用者の使用人・顧客・出入業者の責に帰すべき事由により本施設を滅失または毀損したときは、施設管理者の指示に従い使用者がその損害を施設管理者に賠償し、かつ使用者の費用負担において本施設を原状に復さなければならない。
- ② 使用者及びその従業員、来訪者など使用者の関係者は、指定の保管場所に駐車、駐輪する。
- ③ 使用者から排出されたゴミは、必ず使用者が責任を持って処理する。
- ④ 火災、万引き、急病人、不審者等が発生した場合は、速やかに施設管理者へ連絡をすること。

第4条（施設管理者の立入り点検）

施設管理者または施設管理者の指定する者は、本施設の保守管理上必要のあるときは、立入りこれを点検し適宜の措置を講ずることができる。

第5条（禁止又は制限される行為）

本施設の使用にあたり、次に掲げる行為を禁止する。

- ① 薬物、鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等の製造又は保管又は警察の介入を生じさせる不法行為。
- ② 排水管を腐食させ詰まらせる恐れのある液体、物質を流すこと。
- ③ 動物の飼育、持ち込むこと。
- ④ 公安を害し、風紀を乱し、建物を毀損し、悪臭・騒音を発生し、近隣・共同の使用の迷惑となること。
- ⑤ 反社会的勢力が本施設を利用すること。
- ⑥ その他本施設に係る施設管理者の権利に制限を加えるおそれのあること。
- ⑦ 本施設の増築、改築、移転、改造、塗替え、工事を伴う模様替え、敷地内における工作物の設置及び庭に植木を植える、穴を掘ること。
- ⑧ 壁面にのり・両面テープ等を用い掲示物を直接貼り付けること。
- ⑨ 立ち入り禁止区域内に立ち入ること。
- ⑩ 本施設の転貸及び第三者に使用させること。
- ⑪ 施設管理者の承認を得ないで、重量物、危険器具・危険物・電熱器・可燃性スプレー・ボンベ等を施設内に持ち込むこと。
- ⑫ 消火施設・設備の維持について、設備周辺に物品を置くこと。
- ⑬ 宗教、政治に関するkと、公序良俗に反する内容のこと。
- ⑭ マルシェ1・2のテナントの商品と重複する商品を取扱うこと。
- ⑮ 本施設において指定された場所以外で喫煙すること。

第6条（協議）

本規則に記載の無い事項については、施設管理者と使用者の協議にて決定する。